2　競争参加資格
⑴　大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学共同利用機関法人自然科学研究機構の競争参加資格のいずれかにおいて平成22年度に東海・北陸地域の「物品の販売」のＡ又はＢ等級に格付けされている者であること。
⑶　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑷　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
⑸　大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第４条の規定に基づき、自然科学研究機構長が定める資格を有する者であること。
⑹　自然科学研究機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒509―5292 岐阜県土岐市下石町322―６　自然科学研究機構核融合科学研究所管理部総務課財務室契約係長　廣瀬　昌俊　電話0572―58―2036
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成22年１月12日14時00分　自然科学研究機構核融合科学研究所第２会議室
⑷　入札書の受領期限　平成22年２月16日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成22年３月５日14時00分　自然科学研究機構核融合科学研究所第２会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、自然科学研究機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると自然科学研究機構長が判断した入札者であって、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting Entity : Yoshirou Shimura, President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in National Institute for Fusion Science Academic zone Electricity for contact 800kW The estimated electricity for the year 2,295,600 kWh
⑷　Delivery period : From 1, April, 2010 through 31, March, 2011
⑸　Delivery place : National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 3 of the Regulation concerning the Contract for National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A or Grade B qualification during fiscal 2010 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences,
C　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2,
D　meet the qualification requirements which President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences.
⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM 16, February, 2010
⑻　Contact point for the notice : Masatoshi Hirose, Contract Section, Financial Affairs Office, General Affairs Division, Department of Administration, National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences, 322―6 Oroshi-cho, Toki-shi, Gifu-pref, 509―5292 Japan, TEL 0572―58―2036

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年12月25日
契約責任者
　郵便局株式会社東北支社長　白川　　均
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　04
1　調達内容　⑴品目分類番号　26　⑵購入品名及び数量　郵便局株式会社東北支社で使用する電気　予定993,039kWh　⑶購入物品の特質等　入札説明書による。⑷供給期間　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで　⑸需要場所　郵便局株式会社東北支社　⑹入札、開札の日時及び場所　平成22年２月26日午前11時00分　郵便局株式会社東北支社内入札室
2　競争参加資格　⑴下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　下記各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者　㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㋕　その他、会社に損害を与えた者　ウ　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をした者。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。㋐　会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。㋑　会社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。⑵郵便局株式会社における競争参加資格審査において、資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。⑶電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。